

戦前の犯罪報道における個人情報の取り扱いに関する研究*¹

The Handling of Personal Information in Prewar Criminal News

大谷奈緒子	Naoko OTANI
四方 由美*	Yumi SHIKATA
川島 安博**	Yasuhiro KAWASHIMA
小川祐喜子***	Yukiko OGAWA

はじめに

本稿は、戦前の犯罪報道における個人情報の取り扱いについて「帝人事件」（1934年）の新聞報道を対象に数量的分析を行い、その傾向を明らかにしたものである。

本研究グループではこれまでに、いくつかの犯罪報道の実証的研究を行い、その結果を公表してきた。たとえば、「三鷹ストーカー殺人事件」（2013年）を報じた新聞記事を対象に数量的分析を行い、「秋田児童連続殺人事件」（2006年）との比較において、「三鷹ストーカー殺人事件」の方がやや減少するものの、被疑者、被害者の個人情報およびプライバシーに関する情報について、多岐にわたる内容が掲載されることを明らかにした。また、同事件（2013年）の新聞報道を時間・空間フレームという観点から「佐世保・小6死亡事件」（2004年）の新聞報道と比較し、「佐世保・小6死亡事件」では、事件に直接関係のない「個人」×「過去」フレーム記事（被害者、被疑者の人柄や生活の様子など）が多かったが、「三鷹ストーカー殺人事件」においては、「社会」×「未来」フレーム記事（将来的な事件の解決方法や防止策など）が多くなっていることなどその特徴を分析し、受け手への影響も考察した（大谷奈緒子ほか、2015）。

他方、「猪瀬東京都知事政治資金問題」（2013年）を中心に公人の犯罪報道の現状についても分析を行っている。大谷ほか（2016）では、殺人事件の被疑者、被害者よりも公人の個人情報やプライバシーに関する情報の方が保護される傾向にあること、同事件（2013年）と「鈴木宗男の政治資金に係る事件」（2002年）の新聞報道を比較すると、一層その傾向が強まっていることを結論付けている²。

しかしながら、これらは2000年以降の比較的短いスパンにおける比較、考察から導出された結論であり、日本の犯罪報道の問題全体を射程に入れて論じるには論拠は十分とは言えない。そこで本稿で

*四方由美 宮崎公立大学 **川島安博 東洋大学現代社会総合研究所 ***小川祐喜子 東洋大学

は、第2次世界大戦以前の疑獄事件を分析し、犯罪報道に関する議論をより詳細に論じる手がかりを得たいと考えるに至った。

1. 問題の所在

犯罪報道をめぐる議論、並びに近年の個人情報の取り扱いについては、大谷ほか(2015)において、すでに整理を行っているところであるが、本稿における問題の所在として再度まとめておきたい。

被疑者、被害者の個人情報やプライバシーに関する情報が報道されることは一貫して問題とされてきた。日本弁護士連合会により、犯罪報道によって引き起こされる名誉棄損、プライバシー侵害、被疑者の犯人視報道などが指摘されたこと、とりわけ被疑者、被告人に関しては無罪の推定を受けていることを根拠に「氏名を公表することなく報道すべき」としたこと(日本弁護士連合会、1976)、浅野健一報道記者の立場(当時)から「事件が報道されるべきで、個人の名前を知らせる必要はない」という匿名報道を主張してきたこと(浅野、1984、2004)など、「実名報道すべきか否か」が議論を牽引してきたことと関わりが深いと考えられる。

一方で、こうした議論に呼応する形でマス・メディア側の対応も変化してきた。例えば、1980年代末には、すべてのマス・メディアが被疑者を呼び捨てから容疑者呼称に転換した。日本新聞協会は、2000年6月に新聞倫理綱領を全面改定し、「人権の尊重」の項目を設けるなどの措置を行ってきた(日本新聞協会編集委員会、2006)。

法制度変更も、マス・メディアの犯罪報道に影響を与える。平川宗信(2010)は、個人情報保護法(2003年、2017年改正³)をはじめ報道・情報に関する法制度が強化されたことにより、報道機関が一般市民のみならず公人の情報も取材しにくい状況が生じていることは否めないとする。日本新聞協会は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(2004年)の公布を受け、2008年に「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表した。また、犯罪被害者等基本法(2005年)に基づいて閣議決定された犯罪被害者等基本計画は、警察発表で被害者を匿名にすることを盛り込んでいる。

こうした変化を伴う状況のなか、より長期的な視点から犯罪報道の問題について議論を行うべく、本稿では、戦前の報道傾向について「帝人事件」(1934年)の新聞報道を対象に実証的に検討し、戦後の事件報道との比較を行うこととする⁴。牧野智和(2012)が指摘するように、犯罪報道の実証研究および効果研究についての客観的知見は十分というほど積み重ねられていない。犯罪報道の問題として継続して数多く論じられてきた個人のプライバシーや個人情報に関することでさえ、実証的・客観的知見は多くはない。犯罪報道に関する議論をより精緻化するために、まずは報道における個人情報における変遷について、まとめることに研究の意義があると考えられる。

2. 分析の概要

(1) 分析対象事件の概要

本稿では、日本の株取引をめぐる最大の政治・経済事件のひとつ「帝人事件」を取り上げる。「帝人事件」とは、1934年5月19日に表面化した台湾銀行の株取引をめぐる事件である。

台湾銀行は、1927年、金融恐慌で倒産した鈴木商店の関連会社である帝国人絹糸株式を過半数引き取り、そのまま日銀に担保した。そして、1933年5月、河合良成を仲介人代表とする生保などの買い受け団に10万株を、1株時価より3円高い125円で売却したことによって、帝人株は190円まで高騰し、買い受け団は大儲けした。

ただしこの経緯は、実業同窓会を率いる武藤山治主宰の「時事新報」に、1934年1月から「番町会を暴く」キャンペーン記事が連載されることで政治問題化していく。「番町会」とは、財界に重きをなす郷誠之助男爵を中心とする会である。この会には、後に帝人株取引に関係したとされる、河合良成、永野護、小林中、正力正太郎らがメンバーとして参加していた。やがて3つの告発状が出され、東京地裁が動き出すことになる。

その後事件は、安い価格で売却したことで台湾銀行幹部が背任罪とされ、かたや株や金銭の授受による取引を認めた黒田英雄大蔵次官、大久保偵次銀行局長、大野龍太特別銀行課長らが逮捕された（『朝日新聞』、1989年5月20日夕刊⁵⁾）。他には高木復享（帝人社長）、岡崎旭（帝人取締役）、河合良成（帝人取締役 元帝大講師）、永野護（帝人取締役 山叶商會取締役）、長崎英造（旭石油社長）、越藤恒吉（前台湾銀行整理部部長）、柳田直吉（前台湾銀行理事）、小林中（富國徴兵理事）、島田茂（前台湾銀行頭取）、村地久治郎（大阪商事社長）らが1934年5月19日に検挙され、後に収容、起訴された（『朝日新聞』、1934年5月19日号外）。

この「帝人事件」は1934年5月に発覚後、同年7月4日に齋藤実内閣を総辞職させるに至った。事件の顛末としては、266回の判決を経て、1937年12月16日に全被告16人に無罪判決が言い渡されるにおよんで（『朝日新聞』、1934年7月4日夕刊、『朝日新聞』、1937年12月16日号外）、検察主導の捜査は惨敗し、一連の報道は終息していった。

(2) 分析の方法

①内容分析の方法

本研究グループは、日刊新聞刊行が始まる明治期から現在に至るまでの犯罪報道の在り方と問題点を明らかにするため、それぞれの時代で社会的影響力が大きいと考えられる殺人事件および政治・経済事件を報じる新聞記事を検討してきた。なかでも、事件当事者である被疑者・被害者の個人情報およびプライバシーに関する情報の取り扱い方について着目してきた。殺人事件では一般市民が被疑者もしくは被害者となるケースが多く、他方、政治・経済事件では公人、著名人、社会的立場の高い人が事件当事者となるケースが多いことから、事件ごとに分類して分析を行っている。

本稿では、「帝人事件」を事例とし、戦前における公人の犯罪報道の在り方と問題点について、新聞記事の内容分析によって明らかにした。さらにその上で、犯罪報道の在り方と問題点の変遷を検討するため、本研究グループが実施した既存の政治・経済事件の報道分析の中から、2010年代の「猪瀬東京都知事政治資金問題」をめぐる事件と比較した。

本研究の分析で用いる新聞には、発行部数が多い新聞のひとつであり、「明治10年代から大阪を発祥に『客観・中立』『不偏不党』の代表」(鈴木謙介、2009)の新聞であり、「犯罪と処罰をめぐる犯罪報道を基盤に、文明開化と勸善懲悪を人びとに説き示した」(土屋礼子、2002)新聞であると考え、『朝日新聞』を選定した(島崎哲彦ほか、2012)。

また、分析対象となる「帝人事件」を報じる記事は、『朝日新聞』の記事データベース聞蔵Ⅱ(『朝日新聞縮刷版』1879-1999)を用いて、事件が最初に報じられた1934年5月13日(ただし、当時は「帝人事件」ではなく「某事件」と報道されている)から事件報道が終息する1939年6月27日までの期間に掲載された全記事を抽出した。抽出の際に用いたキーワードは「帝人&事件」で、その中から「帝人事件」に係る全記事を抽出し、506件が分析対象となった。この事件は推移するにつれ、報道される関与者が徐々に増え、結果として多くの人物が関与している。収賄側は官公省の人物、贈賄側は台湾銀行、帝人など民間企業に属する人物が多い。

内容分析は訓練を受けたコーダーがコーディングシートを用いて、実際の記事からコーディングを行った。なお、本研究の新聞記事の内容分析にあたっては、B. ベレルソン(B. Berelson)の定義と用途を援用した(島崎ほか、2012)。B. ベレルソンは内容分析を「表明されたコミュニケーションの内容の客観的・体系的・数量的記述のための調査技術」(Berelson, 1952=1957: 5)と捉えており、本研究でもマス・コミュニケーションにおけるメッセージ分析を数量的に処理することが妥当と考えることによる。

②コーディングシートの項目

コーディングシートは、「新聞名」「掲載年月日」「記事掲載刊別」「記事の掲載面」「記事の種類」「記事分類」「時期分類」「写真掲載の有無」の基本項目に加え、個人情報およびプライバシーに関する情報に関する項目で構成されている。

コード化にあたっては、それぞれの立場(贈賄側、収賄側、不明)の事件当事者およびその家族を対象に、それぞれの人物につき「呼称」「事件に関係する住所」「個人属性に関する情報」「写真/イラスト」の掲載状況の確認をおこなった。個人情報およびプライバシーに関する情報の掲載有無の確認を目的とすることから、1登場人物に対し、1ヶ月1枚のコーディングシートを用い、1ヶ月分の記事をチェックする方法をとった。

なお、事件当事者に加え、当事者の「祖父」「祖母」「その他の親族(肉親を含む)」「友人」「知人」「同級生」「恋人・愛人(元恋人・元愛人も含む)」「職場関係者」「その他の関係者」も、記事への登場の有無を確認したが、事件当事者以外は記事掲載が少ないため、本稿では事件当事者について

のみ着眼した。

3. 分析

(1) 個人情報およびプライバシーに関する情報

個人情報およびプライバシーに関する情報の掲載については、事件当事者の「氏名」「呼称」「事件に関係する住所」「個人属性に関する情報」「写真／イラスト」の順に記述する。

本事件の当事者としては、新聞記事をみる限り、収賄側および贈賄側、贈収賄が不明の人物も含めて68名が確認されている。今回の分析では、この68名を「収賄側」「贈賄側」「不明」の3カテゴリーに分け、カテゴリー別に個人およびプライバシーに関する情報がどのように報道されているかについて比較する。なお、以下のnは分析した記事数を示す。

「収賄側」(n=150)には、中島久万吉(商工相)、黒田英雄(大蔵次官)、大久保偵次(大蔵省銀行局長)、大野龍太(大蔵省特別銀行課長)、相田岩夫(大蔵省銀行検察官)、志戸本次郎(大蔵省銀行検察官)の6名が該当する。また、本人が直接の当事者ではないが、本人関係者が事件に関与しており、氏名が紙面に掲載されていることから、鳩山一郎(文相)と荒木貞夫(陸相)も収賄側に含めた。

「贈賄側」(n=211)は、島田茂(前台湾銀行頭取)、高木復亨(帝人社長)、永野護(帝人取締役 山叶商會取締役)、河合良成(帝人取締役 元帝大講師)、岡崎旭(帝人取締役)、長崎英造(旭石油社長)、柳田直吉(前台湾銀行理事)、越藤恒吉(前台湾銀行整理部部长)、高梨博司(川崎第百銀行監査役)、小林中(富國徴兵理事)の10名が該当する。

贈収賄が「不明」(n=145)とした人物には、三土忠造(鉄道相)、高橋是清(蔵相)などを含む50名が該当する。

①氏名と呼称

新聞報道での事件当事者の「氏名」と「呼称」は、全体で見ると、「名字のみ」(78.5%)と「氏名(名字と名前の両方がある)」(52.6%)、および「敬称(さん、氏など)」(72.5%)が多く使われている。

カテゴリー別にみると、収賄側では「名字のみ」(82.0%)と「氏名(名字と名前の両方がある)」(52.0%)に加えて、「敬称(さん、氏など)」(75.3%)や「前職の肩書・階級」(60.0%)が多く使われている。他方、贈賄側は「名字のみ」(76.8%)と「氏名(名字と名前の両方がある)」(61.1%)に加えて、「敬称(さん、氏など)」(83.9%)が多い。贈収賄が不明の当事者でも、「名字のみ」(77.2%)と「氏名(名字と名前の両方がある)」(40.7%)、および「敬称(さん、氏など)」(53.1%)が多くなっている。

表1 事件当事者の呼称 (MA)

	氏名 (名字と名前の 両方がある)	名字のみ	名前のみ	氏名を呼び捨て	名字で呼び捨て	名前で呼び捨て	敬称(さん、氏など)	前職の肩書・階級	現職の肩書・階級	被疑者	容疑者	被告/被告人	受刑者	その他の呼び方	匿名
全体 (n=506)	266 52.6	397 78.5	1 0.2	132 26.1	125 24.7	-	367 72.5	177 35.0	94 18.6	1 0.2	-	33 6.5	-	7 1.4	-
収賄側 (n=150)	78 52.0	123 82.0	-	41 27.3	37 24.7	-	113 75.3	90 60.0	20 13.3	-	-	5 3.3	-	3 2.0	-
贈賄側 (n=211)	129 61.1	162 76.8	1 0.5	62 29.4	70 33.2	-	177 83.9	53 25.1	23 10.9	1 0.5	-	22 11.8	-	-	-
不明 (n=145)	59 40.7	112 77.2	-	29 20.0	18 12.4	-	77 53.1	34 23.4	51 35.2	-	-	3 2.1	-	4 2.8	-

注) 上段：件数、下段：%

このことから、贈収賄いずれの当事者も「名字のみ」「氏名(名字と名前の両方がある)」に加えて、「敬称(さん、氏など)」が共通して使われるが、収賄側のみ「前職の肩書・階級」も多く使われる傾向にある。他方で、「氏名を呼び捨て」「名字で呼び捨て」のケースも少なくはなく、「氏名を呼び捨て」「名字で呼び捨て」は贈賄側のそれぞれ3割程度を占めている。

なお、「匿名」で報じられることはなかった(表1参照)。

②事件に関する住所の掲載

「事件に関する住所」の掲載については、ほぼすべての記事で「該当なし」である。事件に関する住所の掲載がみられるのは、収賄側の「市区町村まで記載あり」「市区町村以下の記載あり」でともに0.7%、贈賄側の「市区町村まで記載あり」で0.9%と僅かではあるが、掲載が一切ないということではない(表2参照)。

表2 事件に関係する住所の掲載 (MA)

	都道府県まで 記載あり	市区町村まで 記載あり	市区町村以下 の記載あり	該当なし
全 体 (n=506)	- -	3 0.6	1 0.2	502 99.2
収賄側 (n=150)	- -	1 0.7	1 0.7	148 98.7
贈賄側 (n=211)	- -	2 0.9	- -	209 99.1
不明 (n=145)	- -	- -	- -	145 100.0

注) 上段：件数、下段：%

③個人属性に関する情報

「個人属性に関する情報」の掲載については、「前職での肩書・階級」(44.1%)、「職業」(34.8%)、「勤務する／していた官公庁名」(33.0%)が全体の3割を超えて多く、以下、「年齢」(21.3%)、「現職での肩書・階級」(20.9%)が続く。他方、個人属性に関する情報の「該当なし」は26.7%である。

カテゴリー別にみると、収賄側の当事者では「前職での肩書・階級」が62.7%で最も多く、以下、「勤務する／していた官公庁名」が49.3%、「職業」が39.3%、「年齢」が28.7%と続く。

贈賄側の当事者も収賄側と同様の傾向にあり、「前職での肩書・階級」が46.9%と最も多く、以下、「勤務する／していた官公庁名」が32.7%、「年齢」が25.1%、「勤務する／していた企業名」が22.3%、「職業」が20.9%となる。ただし、その掲載率は収賄側と比べて低い。また、ほかのカテゴリーと比べて、「該当なし」は33.6%で最も多くなっている。

贈収賄が不明の当事者の場合は、「職業」(50.3%)が最も多く、「現職での肩書・階級」が28.3%、「前職での肩書・階級」が20.7%となっており、職業に関する情報の掲載が多いことが特徴である(表3参照)。

この結果、全体およびカテゴリー別にかかわらず、事件当事者の職業とそれに付随する肩書・階級、官公庁および企業といった社会的な立場を示すものと、私的な「年齢」が多く掲載される傾向にあることが明らかとなった。他方、「学歴」「出身地」「性格・人間性」「自宅住所(市区町村以下)」「実家関係事項」「病歴・持病」「外見(服装・嗜好)」などにみる私的な情報については、掲載があることは確認できたが記事数としては多くはない。

表3 個人属性に関する情報の掲載 (MA)

	年齢	学歴	出身地	自宅住所 (市区町村まで)	自宅住所 (市区町村以下)	性格・人間性	実家関係事項	職業	勤務する/ していた企業名
全体 (n=506)	108 21.3	13 2.6	1 0.2	3 0.6	25 4.9	6 1.2	2 0.4	176 34.8	60 11.9
収賄側 (n=150)	43 28.7	5 3.3	1 0.7	1 0.7	14 9.3	5 3.3	2 1.3	59 39.3	1 0.7
贈賄側 (n=211)	53 25.1	8 3.8	- -	- -	5 2.4	- -	- -	44 20.9	47 22.3
不明 (n=145)	12 8.3	- -	- -	2 1.4	6 4.1	1 0.7	- -	73 50.3	12 8.3
	勤務する/ していた官公庁名	所属する/ していた政党名	前職での肩書・階級	現職での肩書・階級	所属する/ していた団体	病歴・持病	外見 (服装・恰好)	その他	該当なし
全体 (n=506)	167 33.0	2 0.4	223 44.1	106 20.9	18 3.6	6 1.2	8 1.6	14 2.8	135 26.7
収賄側 (n=150)	74 49.3	2 1.3	94 62.7	28 18.7	3 2.0	2 1.3	6 4.0	3 2.0	22 14.7
贈賄側 (n=211)	69 32.7	- -	99 46.9	37 17.5	12 5.7	4 1.9	- -	11 5.2	71 33.6
不明 (n=145)	24 16.6	- -	30 20.7	41 28.3	3 2.1	- -	2 1.4	- -	42 29.0

注1) 上段：件数、下段：%

注2) 「性別」「自宅住所(都道府県まで)」「経済状況」「勤務する/していた勤務先の経済状況」は、件数0のため表中から除く

④写真/イラストの掲載

事件当事者に関わる写真およびイラストの掲載は、全体の12.5%を占める。掲載される写真/イラストでは「顔写真」(7.1%)が最も多く、「その他の写真/イラスト」が4.5%、「顔イラスト」が3.6%、「連行写真」が0.2%と続く。

カテゴリー別にみると、写真/イラストの掲載率が高いのは、収賄側、贈収賄が不明、贈賄側の順となり、収賄側の「顔写真」の掲載が最も多く、12.0%を占める。そのほか、贈収賄が不明の当事者の「顔写真」は7.6%、「その他の写真/イラスト」は6.2%が多い。他方、贈賄側の写真/イラスト

は最も少ない（表4参照）。

表4 写真／イラストの掲載（MA）

	顔写真	連行写真	事件に関係する 建物などの写真	顔イラスト	法廷スケッチ	その他の写真/ イラスト	該当なし
全体 (n=506)	36 7.1	1 0.2	- -	18 3.6	- -	23 4.5	443 87.5
収賄側 (n=150)	18 12.0	- -	- -	6 4.0	- -	11 7.3	125 83.3
贈賄側 (n=211)	7 3.3	- -	- -	9 4.3	- -	3 1.4	193 91.5
不明 (n=145)	11 7.6	1 0.7	- -	3 2.1	- -	9 6.2	125 86.2

注1) 上段：件数、下段：%

4. 戦後の事件報道との比較

本研究グループは、犯罪報道と報道被害の状況を踏まえ、マス・メディアの報道の在り方が人びとの内部に再構成される犯罪の姿に与える影響に注目し、現在の犯罪報道の諸問題とそれが生じた過程を解明し、問題解決の方向性を提示することを目的としている。そのひとつの方法として、日刊新聞創刊時から現在までの新聞報道において、公人の個人情報およびプライバシーに関する情報がどのように取り扱われてきたのかを検討してきた。

そこで本章では、時代が異なる政治・経済事件の報道分析の知見を比較することで、個人情報およびプライバシーの情報の取り扱い方の変化について検討した。

比較対象となる事件は、「帝人事件」と、2013年に発覚した「猪瀬東京都知事政治資金問題」⁶（大谷ほか、2016）である。それぞれ事件発覚後からの分析対象期間が異なるが、報道の傾向を確認する点で意義あるものとする。

（1）「猪瀬東京都知事政治資金問題」報道分析の知見

個人情報およびプライバシーに関する情報の掲載について、「氏名」「呼称」「住所」「個人属性に関する情報」「写真／イラスト」の項目順で、以下にまとめる。なお、収賄側（n=43）の事件当事者は猪瀬直毅、贈賄側（n=51）の事件当事者は徳田虎雄、徳田毅である。

「氏名」「呼称」については、事件当事者は「氏名」（92.9%）、「名字のみ」（53.1%）と「敬称（さん、氏など）」（61.2%）、「現職の肩書・階級による呼称」（69.4%）の組み合わせで報じられる傾向にある。このうち、収賄側は「敬称（さん、氏など）」で、贈賄側は「前職の肩書・階級による呼

称」である「徳田虎雄元会長」が用いられることが多く、氏名等の呼び捨てはない。

次に「事件に関する住所」の掲載率は36.0%で「市区町村まで」が24.5%と最も多く、「市区町村以下」の掲載も1件みられた。カテゴリー別の掲載率は、収賄側は46.5%、贈賄側は23.5%である。

「個人属性に関する情報」は、「現職での肩書・階級」(68.4%)と「職業」(67.3%)が特に多い。そのほか「年齢」が36.7%、「前職での肩書・階級」が35.7%、「勤務する／していた企業」が27.6%と多い。このことから、職業に関する項目の掲載が多いといえる。なお、「性別」「学歴」「出身地」「自宅住所(都道府県まで)の記載」「自宅住所(市区町村以下)の記載」「性格・人間性」「経済状況」「実家関係事項」「勤務する／していた勤務先の経済状況」の掲載は一切ない。

また、「個人属性に関する情報」をカテゴリー別にみると、収賄側では「現職での肩書・階級」(97.7%)と「職業」(93.2%)、「年齢」(50.0%)が、贈賄側では「勤務する／していた企業名」(52.9%)、「前職での肩書・階級」(51.0%)、「職業」(49.0%)、「現職での肩書・階級」(47.2%)、「年齢」(44.4%)が多くなっている。カテゴリー別にみても職業に関連する項目の掲載は多いが、そのほかの個人属性に関する情報の掲載は少ない。

「写真／イラスト」の掲載は全体の22.4%を占め、収賄側に関する写真やイラストが多い。カテゴリー別の内訳をみると、「顔写真」は事件当事者全員が掲載されており、「事件に関する建物などの写真」の1件は贈賄側に関連する写真、「その他の写真／イラスト」はすべて収賄側に関するものである。

(2) 2つの事件報道の比較分析

「帝人事件」と「猪瀬東京都知事政治資金問題」のコーディング期間は異なるが、両事件報道を比較分析することで、個人情報およびプライバシーに関する情報に関する報道傾向を明らかにしてみる。

「帝人事件」において「氏名」「呼称」は、「敬称(さん、氏など)」「前職の肩書・階級」とともに報じられ、この点は「猪瀬東京都知事政治資金問題」と共通する。しかし、「帝人事件」では氏名等の呼び捨ての報道は少なくはなく、「猪瀬東京都知事政治資金問題」では一切みられない。

「事件に関する住所」については、「帝人事件」での掲載はほとんどないが、「猪瀬東京都知事政治資金問題」ではその掲載が多い。ただし、ともに「市区町村以下」に関する掲載が確認できる。

「個人属性に関する情報」は、両事件とも、職業とそれに付随する肩書・階級、官公庁および企業という社会的な立場を示すものと、「年齢」の掲載は共通している。ただし、「帝人事件」では「学歴」「出身地」「性格・人間性」「自宅住所(市区町村以下)」「実家関係事項」「病歴・持病」「外見(服装・恰好)」などの掲載があるのに対し、「猪瀬東京都知事政治資金問題」では一切みられない。

「写真／イラスト」の掲載については、時代に関わらず「顔写真」が多い傾向に違いはなく、「帝人事件」では「顔イラスト」の掲載も多い。また、全体的には「猪瀬東京都知事政治資金問題」の記事

での写真掲載は多い。新聞製作技術などの時代差を鑑みても、双方の時代とも写真／イラストの掲載が多いといえる。

（３）新聞における公人の犯罪報道の傾向

「帝人事件」の報道と比較すると、現代の政治・経済事件として取り上げた「猪瀬東京都知事政治資金問題」の報道は、個人情報およびプライバシーの情報の掲載は少なくなっており、事件の性質上、実名報道であるものの、マス・メディアが「被疑者の権利に配慮した記事作りを強く意識し始めたことの象徴」（日本新聞協会、2006：19）の表れとみることができる。

ただし、現在の報道姿勢に至ったのは近年のことで、たとえば、「鈴木宗男の政治資金に係る事件」（大谷ほか、2012）の記事分析の知見では、掲載数は多くはないものの、「市区町村以下」の住所、「性格・人間性」「経済状況」「出身地」「学歴」の掲載が確認されており、個人情報およびプライバシーの情報は多岐にわたり公開されていた。1930年代の「帝人事件」報道と2000年代の「鈴木宗男の政治資金に係る事件」報道においては、個人情報およびプライバシーの情報の掲載について共通点を確認できることから、長年にわたり変わらぬ報道姿勢であったと言わざるを得ない。

おわりに

新聞の犯罪報道において、殺人事件と政治・経済事件の報道の在り方は異なることがこの研究知見を通して一層明らかとなった。殺人事件の被害者は被疑者よりも個人情報やプライバシーに関する情報が掲載される傾向にあり、他方、政治・政治事件（疑獄事件）の当事者である公人や社会的立場の高い人の個人情報やプライバシーは、殺人事件の被疑者、被害者よりも保護される傾向にある。

マス・メディアの報道の在り方が人びとの内部に再構成される犯罪の姿に影響を与えること、犯罪報道によって引き起こされる名誉棄損やプライバシー侵害を防ぐ目的から、報道についてさらなる議論が必要であろう。

本研究は、今後、犯罪報道における事件ごとの知見を検討、整理するとともに、各事件の報道の知見をつなぎながら、時代の変化の中で犯罪報道がどのような変遷を辿ってきたかについて実証的に明らかにしていくとともに、事件の性質や事件当事者の立場による個人情報およびプライバシーの情報の取り扱いについても検討していく予定である。

注

- 1 本研究は、2014～2016年度東洋大学井上円了記念研究助成（研究代表者大谷奈緒子）で実施した「犯罪報道における問題の顕在化と受け手の報道評価に関する実証的研究」の研究成果の一部を発表するものである。本研究は「犯罪報道研究会」によって遂行した。研究会の構成員は、共著者の他、島崎哲彦（東洋大学現代社会総合研究所）、赤尾光史、薬師寺克行（東洋大学）、川上孝之（明海大学）、松本憲始（東洋大学）、伊達康博、

緒川直人、柳瀬公（東洋大学）、福田朋実（宮崎公立大学）である。

- 2 「猪瀬東京都知事政治資金問題」(2013年)については、テレビニュース報道の分析も行い、テレビニュースにおいては新聞報道より一層、個人情報およびプライバシーに関する情報が伝えられることは少ないことを明らかにした（大谷ほか2017）。
- 3 2017年5月の個人情報保護法改正により、ほぼすべての企業に個人情報保護法上の義務が課されることとなった。
- 4 犯罪報道の長期的な分析としては、島崎ほか（2012）において、明治期から2000年代までの新聞の殺人事件報道について分析を行ったものがある。本稿で分析するいわゆる疑獄事件における公人の取り扱いと比較を行うことも可能となる。
- 5 「検証・株式犯罪^① 原点となった帝人事件」『朝日新聞』1989年5月20日夕刊を参照。
- 6 ここでいう「猪瀬東京都知事政治資金問題」とは、2013年11月22日に発覚した猪瀬直樹元東京都知事の事件を指す。本事件は、猪瀬東京都知事（当時）が、医療法人「徳洲会」グループ理事長の次男、徳田毅前衆議院から5千万円を受け取った問題で、選挙運動費用の収支報告書に記載していなかったために公職選挙法（収支報告書の虚偽記載）の罪で罰金刑に処された事件である。

分析対象となる記事は、『朝日新聞』のデータベースを用いて、事件が最初に掲載された時点（2013年11月22日）から1ヶ月間の全記事を抽出した。抽出の際に用いたキーワードは「猪瀬」で、その中から「徳洲会」との贈賄に係る全記事を抽出した。事件当事者は、収賄側が猪瀬直樹、贈賄側が徳洲会の徳田毅、徳田虎雄である。事件には徳田虎雄の家族の関与もあったが、新聞の掲載状況を鑑みて徳田毅と徳田虎雄を分析対象に選定した。

《引用文献》

- 浅野健一（1984）『犯罪報道の犯罪』学陽書房
- 浅野健一（2004）『新版 犯罪報道の犯罪』新風舎
- 大谷奈緒子・四方由美・川島安博・小川祐喜子・川上孝之（2015）「時間・空間フレームにおける犯罪報道研究」『東洋大学社会学部紀要』第53-1号：pp.31-46
- 大谷奈緒子・四方由美・川島安博・小川祐喜子（2016）「犯罪報道のフレーム分析」『東洋大学社会学部紀要』第53-2号：pp.33-46
- 大谷奈緒子・四方由美・川島安博・小川祐喜子（2017）「犯罪報道のフレーム分析（2）」『東洋大学社会学部紀要』第54-2号：pp.51-63
- 島崎哲彦・大谷奈緒子・小川祐喜子・伊達康博・柳瀬公・福田朋実・赤尾光史・四方由美・川上孝之（2012）「犯罪報道における被疑者および被害者の実名とプライバシーの取り扱い—明治期から現代までの変遷と問題点に関する実証的研究—」『東洋大学21世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター研究年報』第9号：pp.3-15
- 鈴木謙介（2009）「ジャーナリズムの社会的意義と新しいメディア」浜田純一・田島泰彦・桂敬一編著『新聞学』日本評論社
- 土屋礼子（2002）『大衆紙の源流——明治期小新聞の研究——』世界思想社
- 日本弁護士連合会編（1976）『人権と報道』日本評論社
- 日本新聞協会編集委員会（2006）『実名と報道』日本新聞協会
- 日本新聞協会（2008）「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」（2008年1月16日 http://www.pressnet.or.jp/statement/report/080116_4.html、2017年8月15日閲覧）
- 平川宗信（2010）『報道被害とメディア改革 人権と報道の自由の視点から』解放出版社
- 牧野智和（2012）「犯罪報道研究の現状と課題」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊20号-1 pp.13-24
- Berelson, B. (1952) Content Analysis in communication Research, *Free press* = 1957, 稲葉三千男, 金圭煥訳『内容分析』みすず書房

【Abstract】

The Handling of Personal Information in Prewar Criminal News

Naoko OTANI

Yumi SHIKATA

Yasuhiro KAWASHIMA

Yukiko OGAWA

This paper reports on empirical research on changes and problems of how suspects and victims have been handled in criminal reporting. We address how the Japanese media has handled reporting of criminals from the pre-World War II period until today. The study examines changes and problems through long-term analysis of press reporting. The current paper discusses coverage of personal information and privacy information, focusing on the Teijin Scandal (1934-).